

第2 辞退率上昇・出席率低下の要因に関する仮説の設定

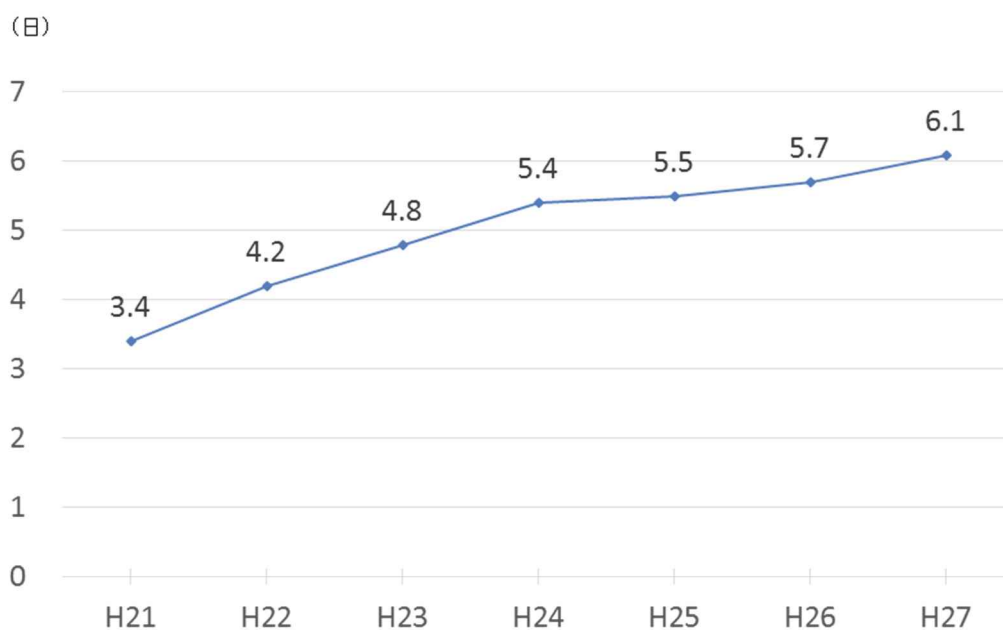
1 審理予定日数の増加傾向

(1) 平均審理予定日数の増加傾向

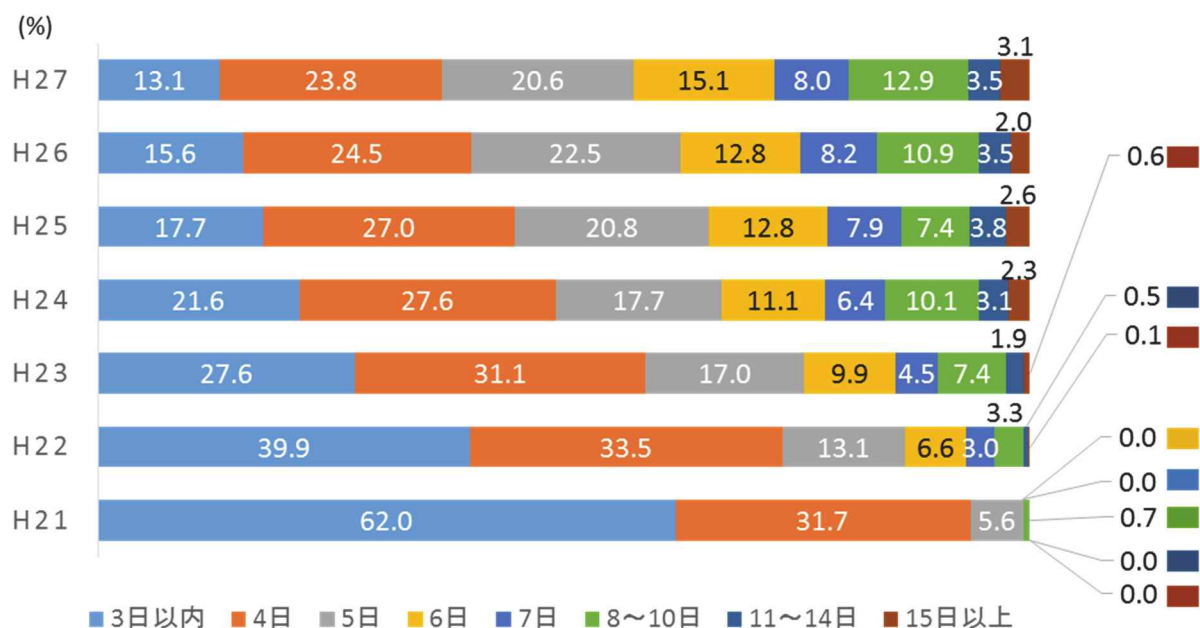
裁判員裁判の平均審理予定日数は、図表2-1のとおり、平成22年には4日程度であったが、平成24年になると5日を超え、平成27年には6日程度となっており、年々増加傾向にある。また、図表2-2のとおり、審理予定日数の割合の推移を見ると、年々、審理予定日数の長い事件の割合が増加している。

平均審理予定日数が増加傾向にある理由としては、裁判員制度施行後、次第に複雑困難な事件が増加したことのほか、裁判員の負担も考え、一日の開廷時間を短縮していること（それだけ審理予定日数を増加させる可能性がある。）や、充実した評議を尽くすという観点から、評議時間が増加していること（審理予定日数には評議に充てる日数も含まれる。）などが考えられる。

図表2-1 平均審理予定日数の推移（日）



図表 2 - 2 審理予定日数の割合の推移 (%)



(2) 仮説の設定

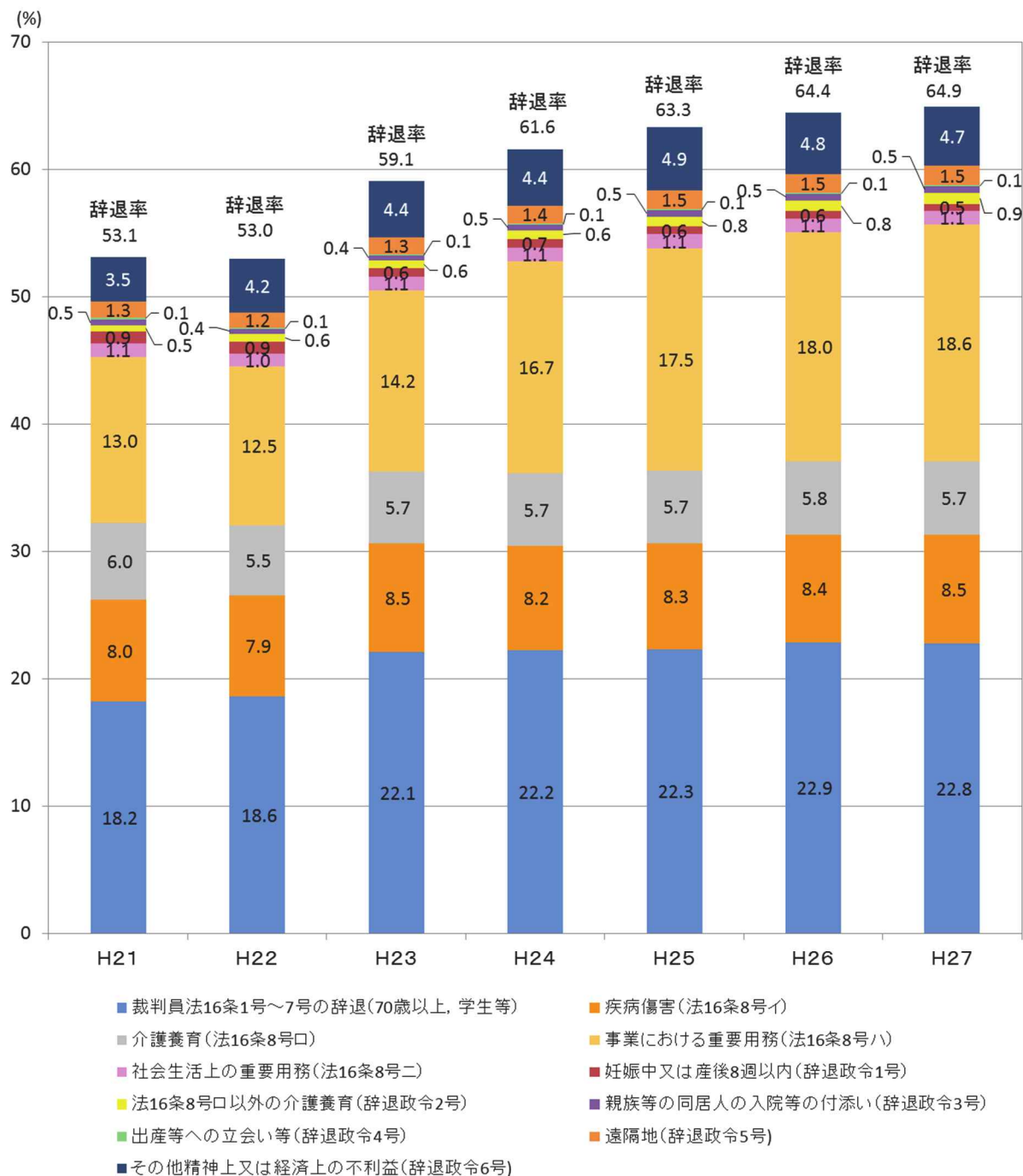
個別の事件で選定された裁判員候補者に送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ」(呼出状)には、具体的な審理予定日が記載されており、審理予定日数が増加すると、参加のために仕事等の予定を調整するのが難しくなりやすいと考えられる。したがって、審理予定日数の増加傾向が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

2 雇用情勢の変化

(1) 全選定者に占める「事業における重要用務」を理由とする辞退者の割合の増加

図表 2-3 のグラフは、選定された全裁判員候補者（以下「全選定者」という。）に占める辞退事由ごとの辞退者の割合を色分けして年ごとに積み上げたものである。全選定者に占める各辞退事由の割合の推移を見ると、平成 22 年以降、一貫して「事業における重要用務」（裁判員法 16 条 8 号ハ）を理由とする辞退者の割合が増加している（平成 22 年には 12.5%であったのが、平成 27 年には 18.6%になっている。）。

図表 2 - 3 全選定者に占める辞退事由ごとの辞退者の割合の推移 (%)



(2) 仮説の設定

近年、全雇用者に占める非正規雇用者の割合の増加、人手不足などの雇用情勢の変化があり、これにより仕事を理由とする辞退者や欠席者が増加し、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

3 高齢化の進展

(1) 全選定者に占める「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者の割合の増加

図表2-3（12ページ）の全選定者に占める辞退事由ごとの辞退者の割合の推移を見ると、全選定者に占める「裁判員法16条1号ないし7号」（70歳以上、学生等）を理由とする辞退者の割合が増加している。統計では、裁判員法16条1号ないし7号の総数は把握されているものの、「裁判員法16条1号」（70歳以上）を理由とする辞退者の数については把握されていないが、同条1号ないし7号の各辞退事由のうち「裁判員法16条1号」（70歳以上）がかなりの割合を占めていることが推測される。

(2) 仮説の設定

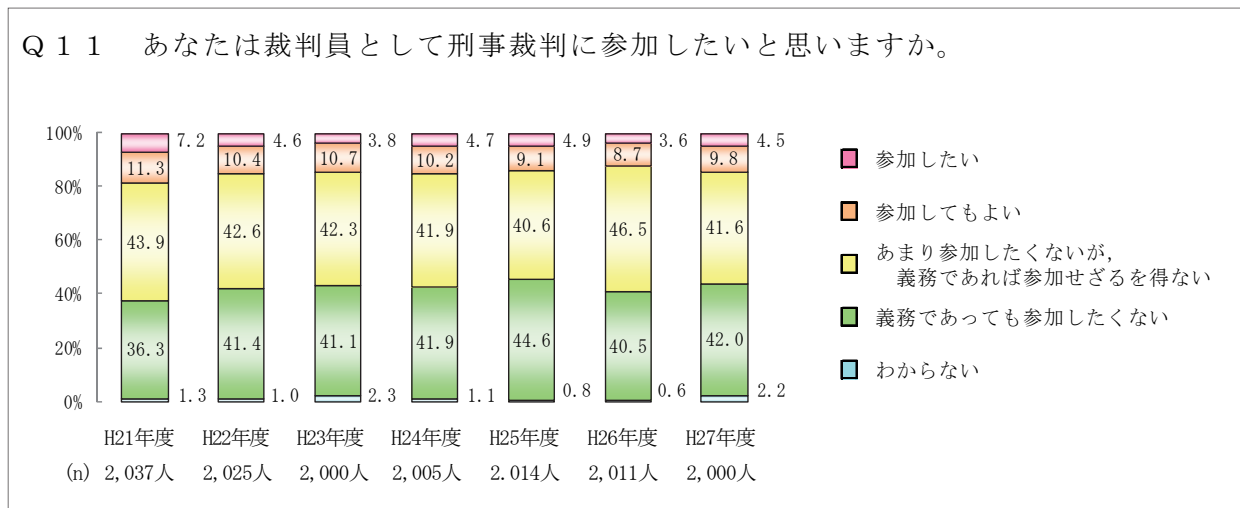
高齢化が進んで全人口に占める70歳以上の者の割合が増加すれば、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合も同様に増加するため、70歳以上の者が個別の事件の裁判員候補者に選定される可能性が高まる。70歳以上であることは定型的辞退事由であり、該当者は、辞退の意思を表示しさえすれば直ちに辞退が認められることとなり、結果として辞退率が上昇することになると思われる。そこで、高齢化の進展が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

4 裁判員裁判に対する国民の関心の低下

(1) 意識調査の分析

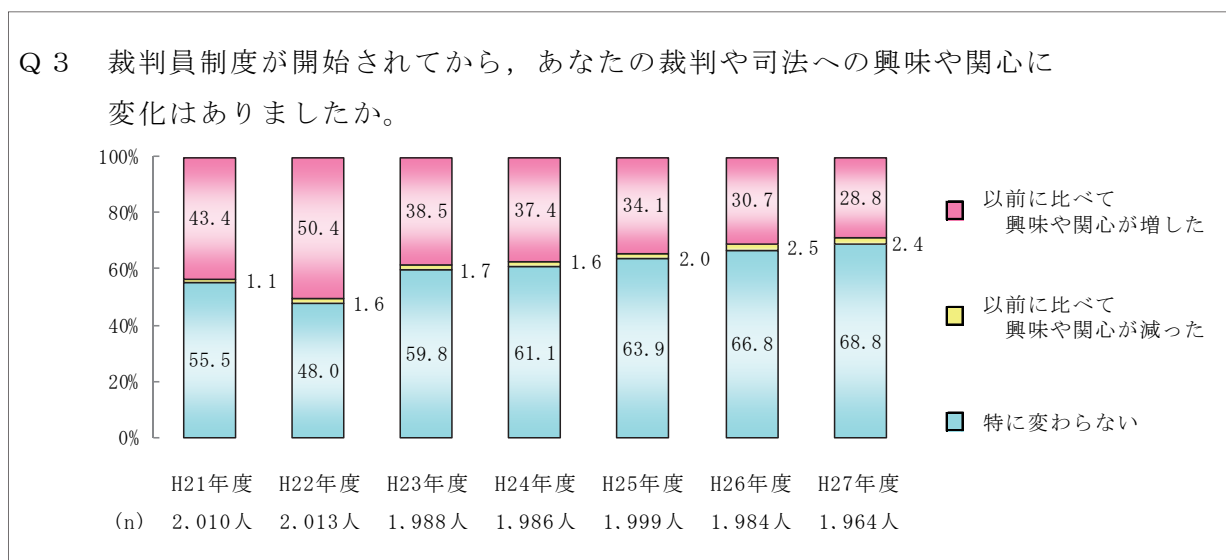
最高裁判所が、毎年一般国民を対象に実施している裁判員制度の運用に関する意識調査のうち、裁判員裁判に対する関心に関するものとして、まず、裁判員裁判への参加意欲を質問するQ 1 1（「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。」という質問）がある。この質問に対して「参加したい」、「参加してもよい」と回答した者の推移を見ると、図表2-4のとおり、平成21年には18.5%であったのが平成22年になると15.0%になり、若干減少しているが、その後は、概ね14%から15%で推移しており、目立った変化は見られない。

図表2-4 「裁判員制度の運用に関する意識調査」 裁判員裁判への参加意欲



他方、裁判員制度施行前後における裁判や司法への興味・関心の変化を尋ねるQ3（「裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。」という質問）に対する回答の推移を見ると、図表2-5のとおり、「以前に比べて興味や関心が増した」との回答をした割合が年々減少している上、「特に変わらない」と回答した割合が年々増加しており、国民の裁判員裁判に対する関心が年々低下していることがうかがえる。

図表2-5 「裁判員制度の運用に関する意識調査」 裁判や司法への興味や関心の変化



(2) 仮説の設定

以上のとおり、意識調査結果によると、参加意欲に目立った変化は見られないが、仮説としては、裁判員裁判に対する関心が低下していることが、参加意欲の低下をもたらし、結果として、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

5 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇

(1) 裁判員候補者名簿記載者数と名簿使用率

裁判員候補者名簿の規模は、裁判員裁判対象事件の取扱状況、呼出しを受けた裁判員候補者の出席状況、辞退の申立てを受けて不選任の決定があった裁判員候補者の数その他の裁判員等の選任状況等を考慮して算定すべきものとされている（裁判員規則 11 条 1 項）。裁判員候補者名簿記載者数の累計とその年度別推移は、図表 1-2（4 ページ）Aイのとおりである。そして、裁判員候補者名簿記載者数（図表 1-2 Aイ）を分母とし、個別の事件において選定された裁判員候補者数（図表 1-2 Bハ）を分子として計算したのが、「名簿使用率」（図表 1-2 Aロ）である。

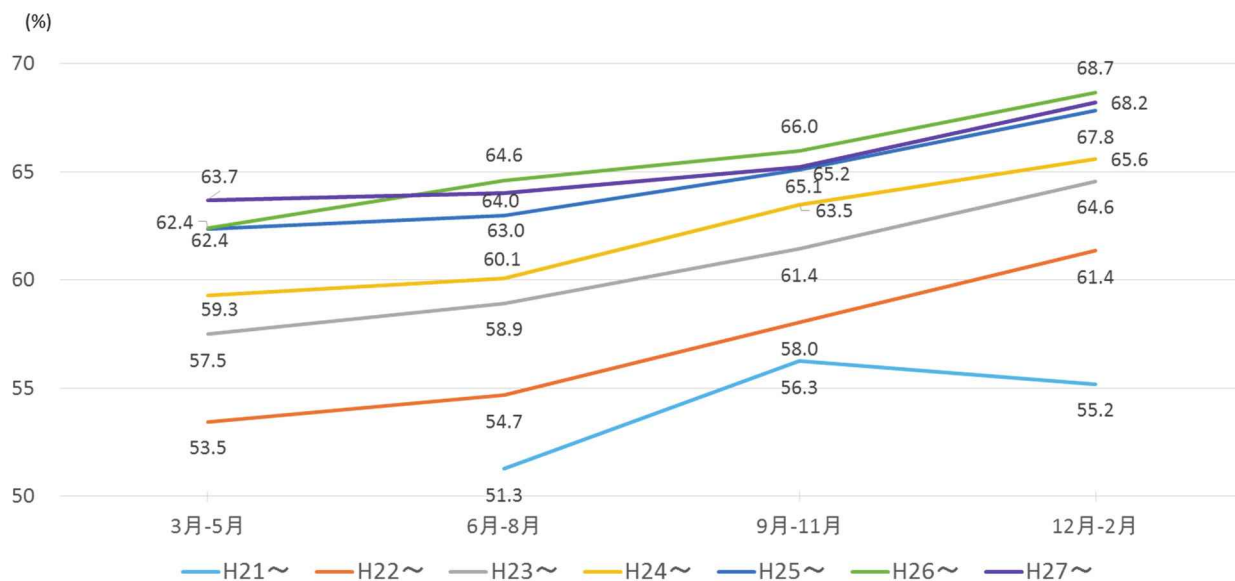
(2) 同一年度内における名簿使用率の上昇に伴う辞退率上昇・出席率低下

同一年度内においては、選任手続期日に出席した裁判員候補者は、辞退が認められない限り、裁判員等に選ばれたか否かにかかわらず名簿から消除される（裁判員法 29 条 3 項）。一方、辞退者や欠席者は名簿に残り、別の事件で再び選定されることがある。そのため名簿使用率が上がるにつれ、名簿記載者に占める、過去に辞退や欠席をした人の割合が増えて、辞退率が上昇し、出席率が低下する傾向が見られる。

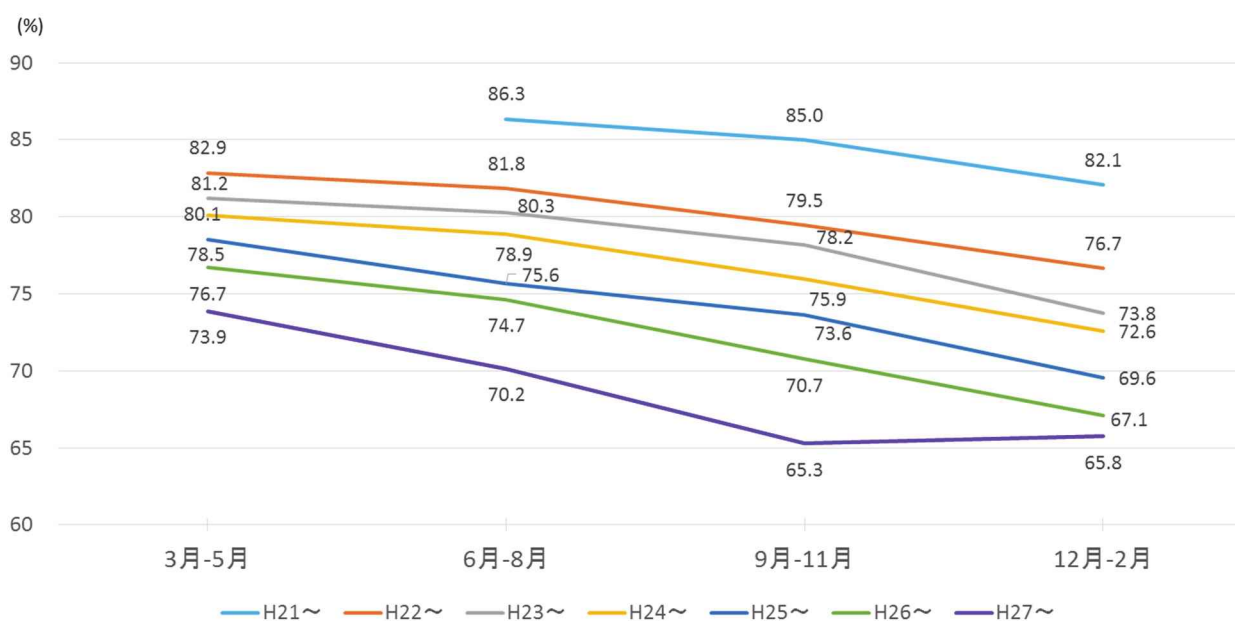
各年の名簿の有効期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日までであるが、実際に裁判員候補者として選定されてから選任手続期日までの間に 6～8 週間程度の期間があるため（裁判員規則 19 条参照）、毎年 1 月や 2 月に選任手続期日が行われる事件においては、前年度の名簿から裁判員候補者が選定されていることが多い。したがって、当年度の名簿から選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するようになるのは、3 月頃からであることが多い。

そこで、3 月を始点とし、選任手続期日が行われた月を基準として 3 か月ごとに集計した辞退率・出席率の傾向（12 月～2 月部分は次年にまたがる）を示すと、図表 2-6 及び図表 2-7 のとおりである。これによると、辞退率については、年間を通じて名簿使用率上昇に伴い上昇傾向を示すこと、出席率については、年間を通じて名簿使用率上昇に伴い下降傾向を示すことがそれぞれ推測される。

図表 2 - 6 年間を通じた辞退率の傾向 (%)



図表 2 - 7 年間を通じた出席率の傾向 (%)



(注) 図表 2 - 6 及び図表 2 - 7 について

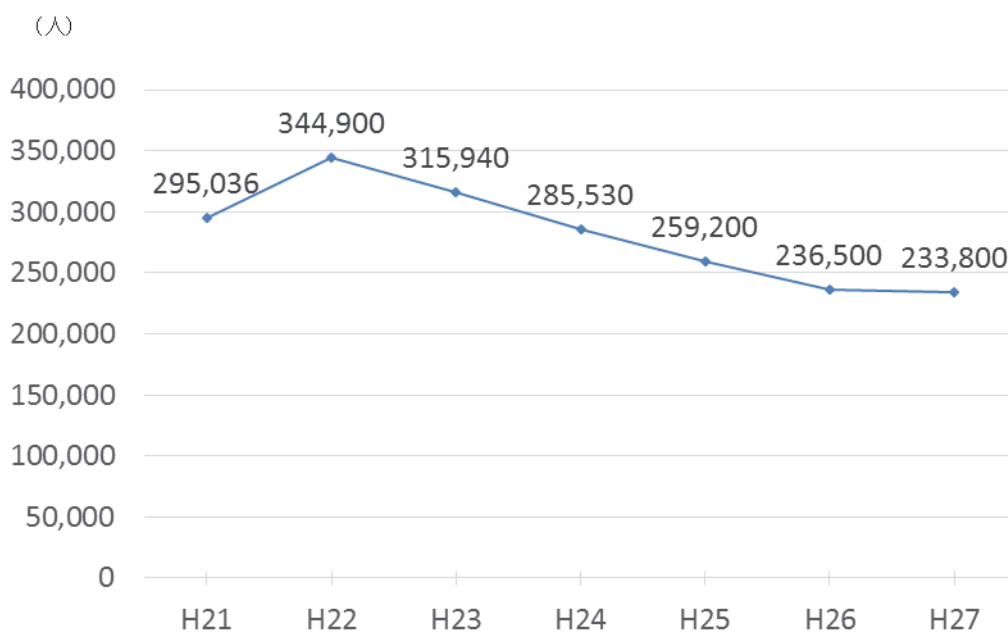
- 1 選任手続期日が行われた月を基準に集計したものである。
- 2 本業務においては、平成 28 年の統計データを用いていないため、平成 27 年の 12 月 - 2 月の数値には、1 月及び 2 月のデータは含まれていない。

(3) 年間名簿使用率の上昇

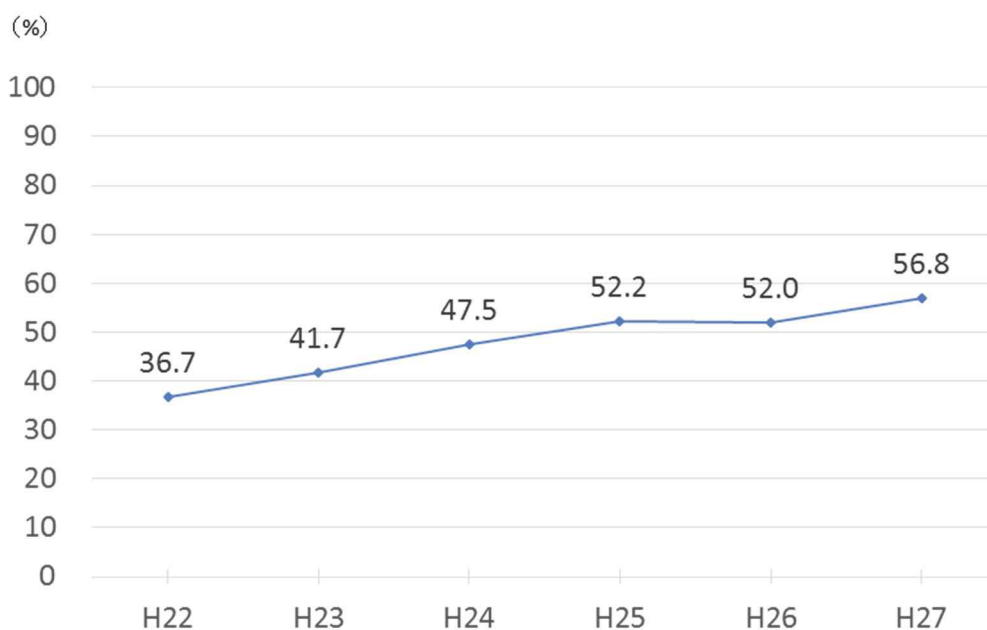
ところで、図表 2-8 及び図表 2-9 のとおり、裁判員候補者名簿の規模（図表 1-2（4 ページ）Aイ）については、平成 22 年以降年々縮小されており、年間名簿使用率（図表 1-2 Aロ）は年々上昇している。近年は、裁判員裁判の実績が蓄積されてきたことから、前記の名簿規模決定の際に考慮すべき要素の予測精度が上がったことや、裁判員裁判対象事件数が減少傾向にあることに加え、裁判員候補者名簿への記載が、調査票の返送をはじめ国民に対し一定の事務上の負担を求めるものであることや、翌年裁判員候補者として呼び出される可能性があるということが心理的な負担感をもたらす可能性があることが考慮されたためであると考えられる。

なお、平成 21 年については、1 月から 7 月までの間は裁判員裁判が実施されていないために、年間名簿使用率が 4.5% と著しく低い。そこで、年間名簿使用率の分析に当たっては、平成 21 年の年間名簿使用率を除外し、平成 22 年から平成 27 年までの年間名簿使用率を対象としたため、図表 2-9 においても平成 21 年の年間名簿使用率は記載していない。

図表 2-8 名簿規模の推移（人）



図表 2 - 9 年間名簿使用率の推移 (%)



(4) 仮説の設定

先に述べたとおり、名簿使用率が高くなるほど辞退率上昇・出席率低下につながりやすいので、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。